

国立大学法人長崎大学と日本航空株式会社との連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と日本航空株式会社（以下「乙」という。）は、連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の人的・知的資源の交流と活用を図り、相互の連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、地域社会の振興と発展に資するとともに、教養豊かな国際人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業等について連携し、協力するものとする。

- (1) 教育、研究及び文化の発展・向上に関わる相互支援に関すること
- (2) 地域社会の発展・活性化に関すること
- (3) 甲の学生及び教職員と乙の社員の相互交流に関すること
- (4) 甲の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること
- (5) 甲の学生及び教職員の教育、研究、文化交流等のために行う乙の航空機利用等に関すること
- (6) 甲の学生及び教職員の研究成果・活動を乙の業務に活かすこと
- (7) その他甲乙相互に連携・協力が必要と認められる事項

（連携・協力事項の実施）

第3条 前条に掲げる事業等の具体的な実施に関しては、双方が別途協議の上行うものとする。なお、前条における乙の具体的な協力事項については、別に定める。

（知的財産権等の取扱い）

第4条 甲及び乙は、本連携中に生じた知的財産権等の保全、維持及び活用に関して、甲及び乙にとって最善の結果となるよう相互に協力し、適切に対応を図るものとする。

（機密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により知り得た相手方に関する機密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に一切開示し、又は漏洩してはならない。また、本協定の目的外に当該機密を使用してはならない。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも書面による申し出がない場合は、更に1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（協定の解除）

第7条 甲及び乙は、協議の上、本協定を解除することができる。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠実に協議して決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成の上、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2018年12月19日

甲 長崎県長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学
学 長

河野 茂

乙 福岡県福岡市博多区冷泉町2-1 博多祇園 M-SQUARE
日本航空株式会社
九州・山口地区支配人

清之正光